

国東都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(国東都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—R3. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	国東
----	-----	---------	----

目 次

<b>1 都市計画の目標</b>	
1) 国東都市計画区域の特性	• P 1
2) 都市づくりの課題	• P 3
3) 基本理念	• P 4
4) 地域毎の市街地像	• P 4
5) 都市計画区域の範囲、規模	• P 5
6) 目標年次	• P 5
◆都市づくり概念図	
<b>2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</b>	
1) 判断基準	• P 6
2) 区域区分の有無	• P 6
<b>3 主要な都市計画の決定の方針</b>	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	• P 7
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	• P 10
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	• P 12
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	• P 13
<b>4 都市防災に関する方針</b>	
1) 基本方針	• P 15
2) 都市防災のための施策の概要	• P 15
<b>5 都市計画の相互支援と管理</b>	
1) 役割分担と相互支援	• P 16
2) 計画の管理と継続的改善	• P 17

## 1 都市計画の目標

### 1) 国東都市計画区域の特性

大分市、別府市、由布市、日出町、杵築市、国東市から構成される「別府湾広域都市圏」は、多様な都市機能の集積や魅力ある資源が多数存在し、別府湾と周囲の山並みとが一体となった美しく活力ある都市圏を形成している。そのなかで国東市は、職住近接の多様なライフスタイルの実現を可能にする生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、仏の里として知られる国東半島の北東部に位置し、瀬戸内海の紺碧の海と国東半島の緑の山々に囲まれるとともに、瀬戸内海気候区に属し比較的温暖な都市である。

国東半島の歴史は古く、奈良・平安時代には、宇佐神宮の強大な政治・経済力をバックに六郷満山文化が開花し、現在でも国東町内には 100 におよぶ神社仏閣が点在しているとともに、仏教や信仰にまつわる地域独自の行事も現在に継承され信仰の地として知られている。

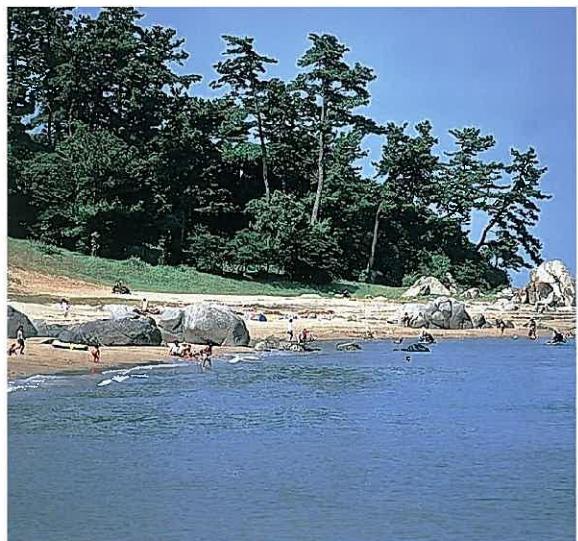
本都市計画区域は、国東半島東部における中心的都市として国、県の出先機関などが集積するとともに、大分空港に隣接する立地特性などから企業立地や先端技術の集積が進んでおり、IT 関連企業等が進出している。また、平成 28 年には旧来の中心市街地である鶴川地区に市役所本庁舎が移転した。市役所周辺は、悠久の歴史を継承する国東文化の入り口として国東市の拠点となる役割も担っており、都市的な機能を併せ持ったコンパクトな市街地形成が目指されている。

このように、歴史、文化、産業などを活かし国東市のリーディングタウンとしての発展が期待される都市である。

【国東の景観】



—国東半島の神社仏閣—



—瀬戸内海の海岸—

## 2) 都市づくりの課題

市街地の鶴川地区等では、空き店舗の増大と他用途への転用が進んでおり、商業地としての機能の低下が顕著であることから、機能回復が課題となっている。一方で国東市の中心的役割を担っている市役所周辺地域に文化、行政、商業、娯楽サービスなどの都市機能の集約を図るとともに、その周辺において居住を集約的に配置、整備することが必要である。また、用途地域内的人口は減少局面に入っている一方、用途地域外の人口は維持・微増傾向にある。今後は、コンパクトな市街地の形成に向けて、用途地域内で住宅地を創出し適切に居住を集約するとともに、無秩序な宅地化を防止するための適切な規制・誘導が必要である。

これからの中高齢社会の進展などによる移動ニーズの変化を踏まえながら、道路だけでなく公共交通機関等により拠点と地域とのネットワークを構築し、自家用車に過度に頼ることなく誰もが日常生活に必要なサービスなどを享受できる都市基盤を形成することが必要である。

道路は、海岸部を走る国道 213 号と国東半島中央部に向かって伸びる県道豊後高田国東線により都市の骨格を形成している。このうち、国道 213 号は南の杵築市・大分市や北の国見町方面と連携し、県道豊後高田国東線は西の豊後高田市と連携する役割を果たしている。これら都市の骨格を形成する道路は順調に整備されており、今後は市街地内の幹線道路や生活道路などの整備が必要である。

また、武蔵・安岐地域を含む大分空港周辺は、産業基盤の中心的役割が重要な地域であり、今後まちづくり等周辺整備について検討していく必要がある。

市街地後背の丘陵地や前面の海岸線は、国東半島県立自然公園や瀬戸内海国立公園に指定され、良好な自然環境を有するとともに、文化財、史跡も数多く存在しており、これら地域固有の資源の維持・保全とともに観光資源として一層活用することが必要である。

さらに、本都市計画区域は、国東半島の沿岸部に市街地が位置し、周防灘断層群を震源とした地震や津波などによる甚大な被害が懸念され、用途地域内的一部分での津波浸水が想定されている。また、市街地内の田深川沿いでは、豪雨時の河川浸水が懸念されている。このため、計画的かつ着実に地震・津波・高潮対策や洪水・土砂災害、河川浸水等の対策に取り組むとともに、災害リスクの低い区域への各種施設の立地誘導やより安全な地域への住宅等の誘導、災害リスクの高い区域における関係法令に基づいた土地利用制限や開発行為の規制等を検討し、適切な土地利用を実現し、より安全・安心な居住環境を形成していくことが必要である。

### 3) 基本理念

人口減少・超高齢社会の進行や巨大災害の懸念など、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているなか、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』を都市づくりのテーマとしている。

このテーマを実現するため、以下の5つを基本方向として、都市政策を進める。

- |  |        |
|--|--------|
| ① 「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」                      | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり」                     | 【地方創生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」                             | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、<br>自然環境と共生する魅力ある都市づくり」 | 【環境】   |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」                     | 【地域主体】 |

本都市計画区域においては、国東半島全体の活性化に向けて、歴史や文化資源を活かした職住近接の多様なライフスタイルを実現する観光・生活都市の形成を目指す。

このため、伝統ある歴史、文化、風土と農村風景との調和を図るとともに、都市機能や居住を拠点の周辺に集約する。併せて、公共交通機関等により拠点と地域が連携したコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指す。

また、地震・津波・高潮や洪水・土砂災害への対策の充実など強靭な県土づくりに取り組むとともに、周辺都市と観光面で連携し、安心して住み、訪れたくなる都市づくりを進める。

今後の都市づくりの構想として、都市や生活のなかに地域情報通信技術を組み込んだスマートシティについても、関係機関と連携し検討を進める。

### 4) 地域毎の市街地像

基本理念に基づき都市づくりを進めるにあたり、それぞれの地域が目指すべき市街地像や担うべき役割を明確にするため、中心拠点及び各拠点を位置付ける。

#### ① 中心拠点

都市機能が集積する鶴川地区・田深地区を中心拠点とする。

中心拠点は、国東市の中心的役割を担うエリアとして、行政、文化、商業・業務、交通等の多様な都市機能の集積を図るとともに、賑わいのある空間づくりを進める。また中心市街地における主要幹線の沿道では、道路交通や沿道景観に配慮しながら、商業機能の集積を図る。

## ② 観光・交流拠点

歴史・文化資源である安国寺公園の周辺や、お祭り広場等がある黒津崎海岸の周辺を観光・交流拠点と位置付ける。

観光・交流拠点においては、資源の適切な保全に努めるとともに、来訪者が訪れて楽しい空間として、駐車場、情報提供施設、休憩施設等の整備を図る。また、国東市では、歴史・文化や観光の資源が市域に広範囲に点在しているため、観光・交流拠点から交通結節点までのアクセス道路の施設整備や各資源との連携等により、各資源のネットワーク強化を図る。

## ③ 産業機能集積拠点

国東港（国東地区）周辺や国道 213 号沿道などの工業地を産業機能集積拠点とする。

産業機能集積拠点では、緑地の適切な確保等により周辺環境に配慮しつつ、工業地としての機能の充実及び各拠点との連携強化を図るとともに、企業誘致や企業ニーズに対応できる立地環境の整備促進に努め、市域全体での産業振興につなげていく。

## 5) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
国東都市計画区域	国東市	行政区域の一部	827ha

(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

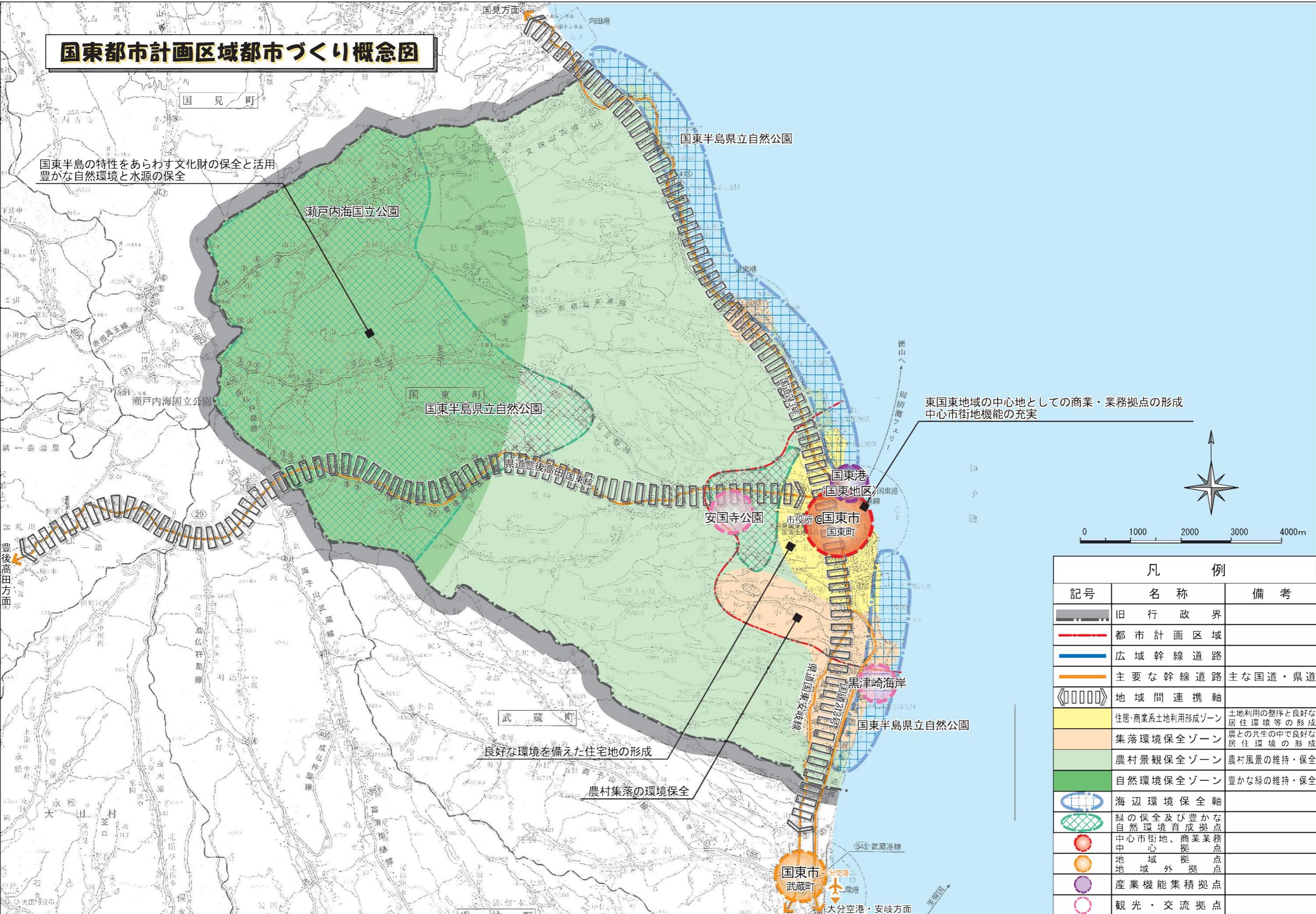
## 6) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
令和 2 年 (平成 27 年国勢調査)	令和 22 年

## 国東都市計画区域都市づくり概念図



## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化はみられず、都市の求心力も弱い。また、農地の多くは今後も農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、関係機関との連携により保全は可能であることなどから、無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも立地適正化計画や特定用途制限地域、各種事業の実施などにより都市機能や居住の集約化を図るとともに、関係機関とも連携しながら守るべき農地や自然環境の保全を行うなど、無秩序な市街化に対する土地利用規制を行うものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

人口減少・高齢化が進むなか、持続可能な都市づくりに向けて、地域の個性を活かしながら、バスターミナルや市役所周辺等の中心拠点へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。また、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けては、立地適正化計画等を活用し、適切な土地利用を推進する。

中心市街地<sup>\*1</sup>では、土地利用の高度化や既存ストックの有効活用を図るとともに、公共施設や各種施設の中心部への集約及び立地促進に努める。また、今後増加が懸念される空き家などの多様な活用を推進する。

一方、用途地域外をはじめとした郊外部では市街地の拡大抑制を基本に、利用されなくなった土地においては森林や湿原、草地等の自然再生の可能性を検討する。このような地域においては、都市的土地利用への転換は原則行わないこととし、土地利用を転換する場合には、慎重な配慮の下での計画的な転換に努める。

土砂災害や市街地の沿岸部における津波など、災害リスクの高い区域においては、ハード・ソフト両面の対応と併せて、都市機能や居住等、各種施設の立地の抑制も検討し、県土強靭化の実現に向けた適切な土地利用を推進する。

(\*1) 中心市街地：国東市役所を中心とした商業・業務地

##### ② 主要用途の配置の方針

###### ア 商業地、業務地

古くからの中心商業地である国東市役所周辺の鶴川地区における既存商業地及び国道213号沿いに商業地を配置し、それぞれの役割分担のもと、商業・業務機能の誘導を図り、国東市の中心商業地としての機能を果たす。

このうち、鶴川地区は、空き店舗の増大と他用途転用が進んでいるため、市の起業・創業支援事業等を活用しながら、民間投資を積極的に促進し、店舗のみならず多様な都市機能の誘導を図るとともに、その周辺に居住を誘導し賑わいのある空間づくりを進めることにより、国東市の中心市街地としての機能の拡大と充実に努める。

また、国道213号や県道豊後高田国東線沿道地区は、沿道型の店舗の立地が進んでおり、中心市街地との役割分担のもと道路交通への影響や沿道景観に留意しながら商業施設の集積を図る。

行政管理機能を有し官公庁施設が集積している国東地区においては、今後とも、業務機能の充実を図る。なお、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、原則として官公庁施設は郊外に分散させず、中心部への集約的な配置に努める。

## イ 工業地

国東港（国東地区）周辺などに工業地を配置し、既存企業の支援を図るとともに、工場適地等を活用し新たな企業誘致を図る。また、周辺の居住環境などとの調和に留意して、緑地の確保などにより環境保全に努める。

## ウ 住宅地

都市計画区域内人口の大半が用途地域内に居住しているが、近年、用途地域内の人口は減少傾向であり、用途地域外人口はほぼ横ばいの傾向にある。

このため、無秩序な宅地開発や拡散が進まないよう、立地適正化計画に基づき、国東市役所周辺の鶴川地区や田深地区、安国寺地区など利便性の高い地区で、地域の特性を活かした住宅地の形成を進め、人口の適切な誘導を図る。

### ③ 市街地の土地利用の方針

#### ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本都市計画区域南部の国道213号沿道の工業地、住宅地においては、沿道型店舗の立地が進みつつあることから、沿道型店舗の集約的な立地と誘導を図るため適切な用途地域の見直しを検討する。

また、平成28年に新たに整備した国東市役所の周辺においては、住宅地の形成等に向けた用途地域の見直しを検討する。さらに立地適正化計画の策定に併せて、既存不適格建築物の解消へ向けた用途地域の見直しも検討する。

#### イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

国東市役所周辺では農地を活用して住宅地の形成を検討するなど、中心部の住宅地では、防災や交通安全に配慮した、安全で快適な居住環境の形成に努める。

また、周辺部では、立地適正化計画を活用し、用途地域内への適切な誘導を行い無秩序な宅地化を防止する。

既成市街地で空き家や空き地が増加している箇所では、居住環境の維持・改善に向けて、これら既存ストックの利活用や管理不全空き家の発生防止、老朽化した危険な空き家の除却を進める。

#### ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本都市計画区域の歴史を現在に伝える公園として、安国寺公園（安国寺集落遺跡公園）を位置づけ維持・保全に努める。また、黒津崎をはじめとする良好な海岸線、田深川沿いの良好な水辺環境などは、市街地に身近な緑地として維持・保全に努める。

市街地内に存在する農地においては、重点的に農地保全を進める区域を、宅地化を進める区域と区別した上で、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。

## **エ 大規模集客施設<sup>\*2</sup>の立地誘導方針**

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

（＊2）大規模集客施設　：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

## **④ その他の土地利用の方針**

### **ア 優良な農地との健全な調和に関する方針**

吉木地区、小原地区、黒津地区など市街地周辺の農地は、ほ場整備事業などの農業生産基盤整備事業の実施により優良な農地が形成されており、そのほとんどが農用地区域として位置づけられていることから、今後ともこれら農地の保全に努める。市街地周辺の荒廃農地においては、多様な主体の参加による農地再生を促進し、農地としての利用を積極的に図るとともに、再生困難な荒廃農地は、地区の特性に応じて森林や湿原、草地等の自然再生の可能性を検討する。

### **イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

市街地に隣接する斜面には、急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が存在する。また、沿岸部の田深川沿いの市街地では、地震に伴う津波・高潮災害や豪雨時の浸水が懸念されている。

災害リスクの高い区域においては、開発許可制度の適切な運用等による住宅及び高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設や公共施設等の立地の抑制に努め、適切な土地利用を推進する。

また、土砂災害や河川浸水、津波浸水などが想定される区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

## ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

国東半島県立自然公園に属する市街地後背の丘陵地や海岸線は良好な自然環境を形成しており、これらの保全に努める。また、田深川は都市内の景観を形成する骨格軸であり河川空間の保全に努め、田深川沿いに立地する安国寺公園（安国寺集落遺跡公園）とともに活用を図る。特に、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー事業においては周辺景観等に配慮する。

なお、利用されなくなった自然的土地利用に資する土地等については、市民農園等への活用や森林・湿原、草地等の自然再生の可能性を検討する。

## エ 秩序ある都市的土地区画整備に関する方針

農地と住宅が混在する農業集落では、無秩序な開発や建築行為が行われないよう適切な規制・誘導を行い良好な集落環境の保全に努める。特に、用途地域外で企業などの立地が進んでいる国道213号沿道の黒津地区、小原地区などでは、用途地域を指定や地区計画の指定などを検討し、適切な規制・誘導により農村風景と良好な集落環境の保全に努める。

また、大分空港背後地において準都市計画区域の指定を検討する。

### 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は、国東市における交通の拠点で、主要な交通体系としては、国道213号、県道豊後高田国東線などからなる陸上交通網が配置され、これら主要な幹線道路は、国東港（国東地区）付近で接続し国東港（国東地区）を中心に放射状の形状をなしている。

今後も国東市の中心として周辺都市と結びつきが強まることが、観光・交流の活性化に伴い交通量の増加が予想されることや日常生活において自動車交通の依存度が高いことなどから、区域内の幹線道路の整備によって円滑な自動車交通の確保を図る。

また、地震や豪雨などの災害に備え、道路の防災対策に努める。

さらに、今後の高齢化や人口減少への対応のみならず、更なる観光振興を見据えて、誰もが各拠点にアクセスできるよう、路線バスやコミュニティバス等、既存の公共交通の維持・利便性向上と利用促進を図るとともに、デマンド交通の導入など地域の様々な団体との協働による取組を検討し、公共交通ネットワークの構築を目指す。併せて、高度道路交通システムなど情報通信技術を活用した交通需要マネジメントなどの新たな交通システムのほか、自動運転や自動車のシェアリングシステムなどについても、公共交通を補完するものとして検討を進める。

中心市街地や住宅地における通学路では、歩行者の安全を確保するため歩道の改善などにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備など、歩行者にやさしい道づくりを検討する。

## イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、平成30年度末現在78.3%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

## б 主要な施設の配置の方針

### ア 道路

種 別	配置の方針
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアクセス性を高めるため、主要幹線道路として次の道路を配置する。 国道213号（都市計画道路3・4・1小原田深線） 県道豊後高田国東線（都市計画道路3・5・2下町百楽線）
都市幹線道路	主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路を配置する。 都市計画道路3・5・3鶴川田深線

## イ 公共交通

バス交通は、路線バスの確保・維持に努める。また、路線バスとコミュニティバスなど、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う利用促進を図る。

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### а 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち汚水対策については、順次整備を進めているところであるが、今後とも衛生的で快適な生活環境をつくり水質の保全を図るために、公共下水道、合併処理浄化槽による整備改善を行うとともに、既存施設については着実な点検、適切な維持管理により長寿命化に努める。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るために、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めるとともに、河川管理施設の適切な維持管理により長寿命化に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

#### **イ 整備水準の目標**

下水道については、全体計画処理面積 303ha、事業計画処理人口 4,000 人を定め順次整備を進めており、事業認可区域面積 303ha のうち平成 30 年度末現在 236ha が供用開始している。今後とも、平成 27 年度に策定した国東市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、これまでの浸水実績等を踏まえ、浸水被害の軽減及び解消を目標とした河道整備を図る。

#### **b 主要な施設の配置の方針**

公共下水道の計画区域内では、公共下水道事業により整備を行うものとし、公共下水道の計画区域外集落については合併処理浄化槽の普及に努める。

#### **c 主要な施設の整備目標**

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする施設は次のとおりである。

種 別	名称（処理区）
下水道	国東市公共下水道（国東処理区）

### **③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針**

#### **a 基本方針**

ごみ清掃工場は施設の老朽化のため、宇佐市、豊後高田市、国東市の 3 市で新たな施設の整備を計画し、令和 6 年度の供用開始を予定している。このほか、住民が快適で文化的な生活を営むために、必要に応じて都市施設の配置、整備を図る。

### **3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**

#### **a 主要な市街地開発事業の決定の方針**

国東市役所周辺では、地区計画制度などの手法も用いながら、都市機能の集積及び良好な居住環境の形成に努める。

用途地域内において都市基盤が不十分で未利用地が介在している地区については、居住を誘導するに相応しい地域であれば、計画的に良好な居住環境の維持・形成のための手法を検討する。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

本都市計画区域は、丘陵地や海岸沿いが国東半島県立自然公園に指定され、特に海岸線は白砂青松の景観を保有するなど全体として豊かな自然の環境下にある。

今後、丘陵地の自然、海岸・河川周辺の水辺空間の保全、整備を行いながら、この自然の豊かさを失うことなくさらに優れた魅力的なものとして次なる世代に引き継いでいく。

また、田深川沿いなど市街地内に存在する農地については、重点的に農地保全を進める区域を、宅地化を進める区域と区別した上で、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。

市街地と丘陵地に挟まれ、市街地を取り囲むように広がる田園空間については、本都市計画区域の景観を形成する重要な要素となっており、無秩序な宅地化の抑制によりこの景観を保全する。

さらに、住民の憩いと交流の場、歴史の伝承の場として、安国寺公園（安国寺集落遺跡公園）などの都市公園の充実を図るとともに、適切な維持・管理や機能の充実、長寿命化に努める。

魅力ある地域づくりを進めるにあたっては、民間との連携や国の制度活用等により、社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組に努める。

##### b 主要な緑地の配置方針

###### ア 環境保全系統

国東半島県立自然公園に指定された丘陵地、海岸線は良好な自然緑地として位置づけ保全に努める。また、黒津崎などの海岸線、田深川などの水辺環境は生態系保全の観点から保全に努める。

###### イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置していく。安国寺公園（安国寺集落遺跡公園）を国東半島の歴史を探訪でき自然に親しむことのできる公園として位置づけ整備を推進し、レクリエーションの場として活用する。

###### ウ 防災系統

市街地の近くを流れる田深川をはじめとする河川は、火災時の防火帯や消防水利などとして活用する。また、田深川沿いの農地は、食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全する。

## **エ 景観構成系統**

国東半島県立自然公園に属する丘陵地や海岸線、市街地を取り囲むように広がる田園空間など、本都市計画区域の特徴的な景観を形成する重要な要素については、景観条例に基づき適切に保全し、良好な景観形成を図る。

### **c 実現のための具体的な都市計画制度の方針**

#### **ア 都市計画公園・緑地などの配置方針**

平成30年度末現在、計画決定されている都市基幹公園等は、特殊公園1箇所4.5haで、整備状況は4.31ha、面積ベースでの整備率は約95.8%である。

今後、既存公園の維持・整備を図るとともに公園の誘致圏などを考慮した配置、整備に努め、主要な公園の整備とともに、必要性・優先性に乏しくなった都市計画公園の見直しについて検討する。また、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討する。

### **イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針**

市街地内の貴重な樹林地である国東港（国東地区）周辺などの社寺の境内地樹林や公園緑地は、その永続性を図るために風致地区や特別緑地保全地区への指定を検討する。また、良好な景観を有する海岸線などについては、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地などの維持存続に努める。

## 4 都市防災に関する方針

### 1) 基本方針

都市防災対策は、都市の健全な発展を進めるためには必要不可欠であり、災害時に生命・身体の安全が確保されるよう、強靭な県土づくりを推進し、災害に強い都市構造の形成を図る必要がある。

特に災害の危険性が高い区域については、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた安全性の確保が必要である。

そのため、防災事業や避難体制の確立、各種都市計画制度の活用などを推進し、より安全な都市環境を形成していくとともに、事前復興の備えについても必要な取組を行う。

### 2) 都市防災のための施策の概要

強靭な県土の確保に向けて、大規模災害に対する脆弱性を適切に評価するとともに、人口動態を考慮しながら、可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能を誘導し、一方で災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努める。特に、建築物の集積度の高い商業地域及び近隣商業地域については、必要に応じて防火・準防火地域や地区計画の指定などにより市街地の不燃化を促進する。

また、市街地における災害を防止するため、市街地開発や産業用地等の新規開発の際の地盤改良等宅地災害の防止等に努める。

緊急輸送道路など、災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進するとともに、災害時におけるライフラインの安全性を確保するため、道路の無電柱化を検討する。

河川については、浸水被害の解消・軽減のための取組を行うとともに、既設の津波防護施設や下水道施設については、耐震化・耐浪化の促進に努める。

これらに加えて、避難地としてのオープンスペースの確保なども推進する。

さらに、速やかな復旧・復興に備え、地域防災計画等に基づいた防災対策の推進、復興事前準備など、必要な取組を行う。

## 5 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務や能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取組が効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取組を協働で進めることが重要となるため、以下のよいうな役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画が専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居

住又は就業する空間や公園等の公共空間における環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカルルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積極的に提案、意向の提示を行うものとする。

まちづくりについては、防災や景観等の地域活動と併せて、展開していくものとする。

#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取組を支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとする。

また、人口減少・高齢化が進む都市の成熟期にあっては、行政主体のまちづくりからの転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントを推進する。

このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、相互の支援関係や協力関係の強化に努めるものとする。

### 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくりの課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとする。

また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。

